青森県告示第四十三号

告

示

項の規定により告示する。

森市長から青森市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、

同条第二

右の字の区域の変更は、平成十九年一月二十五日からその効力を生ずるものとする。

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、青

第二千七百三十三号

平成十九年一月二十四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

(水曜日)

右 右 県営土地改良事業計画の決定... 大規模小売店舗の変更の届出...... 右 大規模小売店舗の新設に関する届出. 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示..... 水域施設等の建設の届出. 字区域の変更...... 地 処 告 目 示 次 (保健衛生課) ... (経営支援課) ... (農村整備課) ...]() (港湾空港課) ... 振市 同 同 同同 同 興町) ... 10 : : : : Ħ.

青森市浪岡

で及びこれらの区域に隣接介在する道路、 大字水木字稲田一五の二、一五の三、三三の二、三四の三、三九、四七から四九ま 水路である公有地の全部並びに三三の二の

地先の道路である公有地の全部を大字増館字宮元に編入する。

部を大字増館字富岡に編入する。 有地の全部、大字増館字富岡三の一の地先の大字福島字林元の水路である公有地の全 公有地の全部並びに字富岡四の一、四の八に隣接する大字福島字林元の水路である公 部、一〇二の二、一〇四の二三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である

九一の六に隣接する水路である公有地の全部を大字増館字若柳に編入する。 らの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに九一の二、九一の五、 〇六までの各一部、一二八から一三六まで、一九四、一九六から二〇四まで及びこれ 大字増館字富岡九六の一から九六の七まで、九六の九、九六の一一、一〇四から一

青森県告示第四十四号

項の規定により告示する。 崎町長から藤崎町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、藤

右の字の区域の変更は、平成十九年一月二十五日からその効力を生ずるものとする。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

の区域に隣接介在する道路、 先の大字増館字宮元の道路、水路である公有地の全部を大字水木字稲田に編入する。 四一、一四三の二、一四四、一四五、一五三の四、一五四、一五五の二及びこれら 大字福島字林元二の二、三の一、三の三、一一七の二の地先の大字増館字富岡の水 大字増館字宮元一三六の三、一三七の四、一三七の五、一三九の二、一四〇の三、 水路である公有地の全部並びに大字水木字稲田五七の地

大字増館字若柳一の一、二の一の一部、二の二の一部、三の一から三の三までの各

平成十九年一月二十四日

南津軽郡藤崎町

路である公有地の全部を大字福島字林元に編入する。

青森県告示第四十五号

で 成十八年十二月二十二日付けで水域施設等の建設について次のとおり届出があったの 港湾法 同条第五項の規定により公示する。 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第五十六条の三第一項の規定により、 平

平成十九年一月二十四日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

届出人の住所及び名称並びにその代表者の氏名

東京電力株式会社

施設の所在する水域の範囲 締役社長 勝俣恒久

1

2

青

下北郡東通村大字小田野沢字浜通七八番九の地先公有水面

直線で結んだ線により囲まれた水域

の地点と®の地点までを順次直線で結んだ線及び

の地点と®の地点を

前坂下三角点 (北緯四一度一一分二八・一七三九秒、 東経一 四四 度

三分二九・三七一四秒) から一九度五一分二〇秒一、七三一・六〇

の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点から一一度三三分三秒二・六七三メートルの地点 の地点から九八度二九分二二一秒二七・三二八メートルの地点 の地点から九四度一分一五秒四・二五八メートルの地点 の地点から九九度一八分三九秒五・七八二メートルの地点 の地点から一〇一度三三分三秒四・六二四メートルの地点 の地点から一八度四七分五六秒八・三八二メートルの地点 の地点から一五度八分四〇秒五・二〇一メートルの地点 の地点から一一度三三分三秒二三五・六六一メートルの地点)地点から九度五六分三八秒四二○・一九五メートルの地点

御の地点 御の地点 御の地点 ③の地点 ③の地点 ③の地点 36の地点 ③の地点 ③の地点 ③の地点 ③の地点 ③の地点 ③の地点 29の地点 窓の地点 ②の地点 26の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 の地点 ③の地点から二一八度三三分二秒八四・九○○メートルの地点 ③の地点から五五度三三分三秒二三・九一四メートルの地点 ◎の地点から二三五度三三分三秒一・○三七メートルの地点 ∅の地点から五三度五○分四○秒一・○三四メートルの地点 ◎の地点から一四四度四分四秒五○・五一七メートルの地点 ②の地点から一四三度四三分四二秒二九・三六五メートルの地点 ④の地点から二一八度三三分三秒一一・八五〇メートルの地点 ⑩の地点から三○八度三三分三秒○・五四○メートルの地点 ③の地点から二一八度三三分三秒一三・八六〇メートルの地点 ③の地点から二一九度三五分五六秒三二・五六五メートルの地点 ③の地点から三〇八度三三分三秒三〇・七〇五メートルの地点 ③の地点から | 二八度三三分三秒 | 一八・九〇〇メートルの地点 ③の地点から六五度二四分三〇秒二三六・五二五メートルの地点 ③の地点から一四五度三三分三秒六五・五六○メートルの地点 ⑩の地点から一四四度二○分五二秒三一・七四七メートルの地点 ⑳の地点から一四四度一○分一○秒二六・六六八メートルの地点 ♡の地点から一四四度──分─三秒二八・九七八メートルの地点 ⑩の地点から一四三度五一分五五秒一五・八七七メートルの地点 ◎の地点から一四三度四九分─二秒二九・六七四メートルの地点 炒の地点から一四三度二分二八秒三○・四三九メートルの地点 の地点から一〇一度三三分三秒七・九五二メートルの地点 の地点から一四三度三四分五七秒七・七四五メートルの地点 の地点から一四四度九分一九秒五・五〇二メートルの地点 の地点から一四五度三三分三秒七・九五二メートルの地点 の地点から一一度三三分三秒三・七四九メートルの地点 の地点から九八度二九分四六秒六・二四九メートルの地点 の地点から九九度一三分一秒八・一七七メートルの地点 の地点から九九度一九分三五秒一七・一八三メートルの地点 の地点から一〇〇度〇分三三秒二四・七八九メートルの地点 の地点から九八度五九分五秒一四・八七五メートルの地点 の地点から一〇〇度四六分二五秒九九・三二九メートルの地点 一八〇度四九分一七秒三一・六三七メー トルの地点

5 / 平以19年1月24日 / 小町

1

水域施設

Ξ

施設の種類、

の地点

⑥の地点から一一度三三分三秒○・二五九メートルの地点⑥の地点から二八一度三三分三秒七・六九○メートルの地点

67の地点

航 路 水深マイナス七・三七メートル幅員一一〇・〇〇メートル種 類 規 模

66の地点 65の地点 64の地点 ⑥の地点 ⑫の地点 ⑩の地点 ⑤の地点 窓の地点 56の地点 55の地点 54の地点 ⑤の地点 ②の地点 ⑤の地点 50の地点 御の地点 郷の地点 御の地点 46の地点 45の地点 御の地点 ⑥の地点 ⑤の地点 の地点 ⑤の地点から二八四度五分四六秒三○・○四○メートルの地点 ◎の地点から二八二度一九分一六秒一九・七九二メートルの地点 ◎の地点から二八二度二五分一七秒七○・二二八メートルの地点 ◎の地点から二八四度五分九秒三○・一三九メートルの地点 ⑩の地点から二八六度六分二八秒一六・七九○メートルの地点 ⑩の地点から一一度三三分三秒○・四五○メートルの地点 ⑩の地点から二八五度二八分五九秒 一九・四三八メートルの地点 ∞の地点から二八二度四三分二九秒四五・五五○メートルの地点 ⑤の地点から二八二度三二分五○秒二二・○二○メートルの地点 ⑩の地点から一一度三三分三秒○・七七九メートルの地点 ⑤の地点から二八二度三五分二二秒七四・五三五メートルの地点 每の地点から二八三度一九分一五秒四三・一六一メートルの地点 ❸の地点から二八一度三三分三秒一四・四五七メートルの地点 ◎の地点から一一度三三分三秒一・七三四メートルの地点 ⑤の地点から二八一度三三分三秒八・九六二メートルの地点 ⑩の地点から一一度三三分三秒一○・○三七メートルの地点 49の地点から二八一度三三分三秒七二・六五八メートルの地点 ❸の地点から一九一度三三分三秒二○三・七四○メートルの地点 ④の地点から一○一度三三分三秒○・五一一メートルの地点 ●の地点から二一八度三三分三秒一二四・三六九メートルの地点 働の地点から二二○度一二分五六秒四五・八八六メートルの地点 ⁴の地点から三○八度三三分三秒○・八三○メートルの地点 ❸の地点から二一九度三二分一秒七七・七七一メートルの地点 솋の地点から二二○度一○分五五秒二三・三九九メートルの地点

泊 地 水深マイナス七・三七メートル

											2 ,	
放水口護岸	南防波堤S4	南防波堤S3	南防波堤S2	南防波堤S1	部 北防波堤堤頭	北防波堤N4	北防波堤N3	北防波堤 N 2	北防波堤N1	種類	外郭施設	ì
ル天端幅ハ・四〇メートルT・P・プラスーニ・一三メート	天端幅七・七〇メートルエ・P・プラス五・五三メートル延長一六二・一四メートル天端高	端幅七・七○メートル天端高T延長八七・○○メートル天端高T	天端幅七・七〇メートルT・P・プラス四・四三メートル延長一七四・四九メートル天端高	端幅七・七〇メートル 端幅七・七〇メートル 延長五六・九八メートル天端高T	幅四〇・〇〇メートル天端高T・延長九・七〇メートル天端	天端幅七・二〇メートル下・P・プラス五・八三メートル延長一一五・三〇メートル天端高	端幅七・二○メートル天端高T延長九六・○○メートル天端高T	端幅七・二○メートル ・P・プラス五・六三メートル天 延長七三・○○メートル天端高T	天端幅七・二○メートルT・P・プラス三・九三メートル乗端高	規模		7 3 3 - - - - - -
ソン (上部工) コンクリ 工) 捨石 (本体工) ケー ケーソン式混成堤 (下部	同右	同右	同右	波工) 消波プロック 部工) コンクリート (消 部工) コンクリート (消	ート ソン (上部工) コンクリ エ) 捨石 (本体工) ケー ケーソン式混成堤 (下部	同右	同右	波工) 消波プロック 部工) コンクリート (消 活石、異形プロック (上	部工) コンクリート捨石式傾斜堤(下部工)	構造		

± 1 1 1	1		
種	類	規模	構造
敷地護岸(, F	・P・プラス四・○○メートル延長一○・八二メートル天端高T	(上部工) コンクリート鋼矢板 (控工) 鋼管杭控え杭式鋼矢板 (本体工)
敷地護岸(ł()	・P・プラス四・〇〇メートル延長四六・〇〇メートル天端高T	同 右
敷地護岸(ř()	・P・プラス四・〇〇メートル延長五一・〇〇メートル天端高T	同 右
敷地護岸(ł()	・P・プラス四・〇〇メートル延長五七・二八メートル天端高T	同 右
敷地護岸(ł()	・P・プラス四・〇〇メートル延長四八・二五メートル天端高T	同 右
敷地護岸(ŧ()	・P・プラス四・〇〇メートル延長六一・五五メートル天端高T	同 右
敷地護岸(ř. 	・P・プラス四・〇〇メートル延長七八・二八メートル天端高T	同右

3 埋立工作物

部防波堤堤頭	東防波堤E4	東防波堤E3	東防波堤E2	東防波堤E1	
端幅五五・〇〇メートル天端高T延長二一・〇〇メートル天端高T	天端幅九・一〇メートルT・P・プラス七・三三メートル延長一一〇・〇〇メートル天端高	天端幅一三・七○メートルT・P・プラス九・○三メートル延長一一三・○○メートル天端高	天端幅−−・−○メートルT・P・プラス七・七三メートル延長−九四・○○メートル天端高	端幅一一・一○メートル天端高T延長二○・○○メートル天端高T	
ート ソン (上部工) コンクリソン (上部工) お石 (本体工) ケー	同右 右	同右 右	同 右	波工) 消波ブロック 部工) コンクリート (消 捨石、異形ブロック (上 括石式傾斜堤 (下部工)	

							4				
物揚場連絡路	M 5 物揚場連絡路	M物揚場連絡路	M 物揚場連絡路	M 物 2 揚 連 絡 路	M 物	種類	関連構造物	南側取付道路	護岸南防基部取付	連絡路取付部	敷地護岸()
延長二〇・七〇メートル天端高T	端幅一二・○○メートルチ・P・プラス四・○○メートル天延高T	端幅一二・○○メートル天・P・プラス四・○○メートル天延高T	ー二・○○メートルチ端幅らプラス四・一三メートル天端幅らプラス四・一三メートル天端高工延長九三・一一メートル天端高工	天端幅一二・〇〇メートル天端幅一二・〇〇メートル	端幅一二・○○メートル天端高T延長四六・○○メートル天端高T	規模		・P・プラス四・○○メートル延長九○・○○メートル天端高T	P・プラス四・○○メートル延長六・六五メートル天端高T・	・P・プラス四・○○メートル延長一二・○○メートル天端高T	・P・プラス四・〇〇メートル延長二一・五三メートル天端高T
ケーソン式混成堤 (下部	部工) コンクリート捨石式傾斜堤 (下部工)	部工) コンクリート捨石式傾斜堤 (下部工)	部工) コンクリート捨石式傾斜堤 (下部工)	田立消波式(基礎工)捨 (本体工)方塊プロック (上部 大)コンクリート (上部 大)コンクリート (上部 大)コンクリート (上部 大)コンクリート (上部 大)コンクリート	工) コンクリート ク、異形プロック (上部 力(本体工) 方塊プロック (上部	構造		部工) コンクリート捨石式傾斜堤 (下部工)	ト (上部工) コンクリー石 (上部工) 捨	ト (上部工) コンクリー板 (上部工) 鋼矢板 (控工) 鋼矢を (控工) 鋼矢控え矢板式鋼矢板 (本体	リート 御矢板 (本体工) コンク自立式鋼矢板 (本体工)

潜堤

種

類

規

模

構

造

兀

M6 端幅一二・○○メートル ソン (上部工) コンクリー M6 「・P・プラス四・○○メートル天 一工) 捨石 (本体工) ケー

5 係留施設

	物 揚 場	種
		類
	端幅六一・八三メートル・P・プラス四・一三メートル天・■の一の一三メートル天端高T	規模
	美間 ク石直	
	ン、異形ブロッロ (本体工) を 量立消波式 (基本)	構
F	ク(上部 一様ブロット をして、 がある。 「上部」と	造

6 その他

小垣旅記の船舶部容能力及て係留旅記の係留能力	く成形なりい自用家にしたが、経用なり、経路にし	

ル天端幅七〇・〇〇メートルT・P・マイナス二・〇〇メート延長一〇八・〇八メートル天端高

ク (被覆工) (お石被覆式 (

一)被覆ブロッパ(基礎工)捨

係		水	
		域	施
留		施	設
+⁄ .		設	の
施	泊	航	種 類
設	地	路	
同時停泊可能隻数 一隻 (最大対象船舶の場合) 最大対象船舶の船型 上記最大対象船舶の船型と同じ	同時停泊可能隻数 一隻 (最大対象船舶の場合)	満載吃水 五・四メートル) 幅員 一六・五メートル (全長 一〇〇メートル 一〇〇カートル 一〇〇カートル 一〇〇〇D・W・T級貨物船 一個大対象船舶の船型三、〇〇〇D・W・T級貨物船	記載事項

五 施設の建設の工事の開始及び完了の予定期日

工事開始予定期日 平成十九年三月一日

(Mind American Amer

施設の使用及び管理の計画

1 当該施設の管理者

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

東京電力株式会社

2 当該施設を使用する船舶の種類、船型及び年間隻数

船舶の種類 貨物船

船舶の船型 三、〇〇〇D・W・T級

年間当たりの隻数 約六隻

水域施設及び係留施設の使用計画

3

係 留 施 設 物揚場		泊地	水域施設航路	施設の種類
類扱貨物の種	合 用に供する場 船首の回転の	船舶の停泊、船	船舶の航行に使	記
等には、低レベル放射能廃棄物	曳船使用三、〇〇〇D・W・T級貨物船等船首の回転方法	船首の回転に使用	に使用	載事項

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十九年一月二十四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

物品等の名称及び数量

二(契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地(抗インフルエンザウイルス薬(リン酸オセルタミビル製剤)(六十万カプセル

第2733号

七

青森市長島一丁目一の 青森県健康福祉部保健衛生課

(6)

契約の方法

兀 契約の相手方を決定した日 随意契約

契約の相手方の名称及び住所 平成十八年十一月十七日

五

中外製薬株式会社

契約金額 東京都北区浮間五丁目五の一

六

一億三千五百九十五万四千円

随意契約の理由

契約の相手方を決定した手続 地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第二号の規定を適用したものである。

国内で唯一当該物品を販売している者を契約の相手としたものである。

大規模小売店舗の新設に関する届出

県

報

八

告 す る。 模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規

青

森

平成十九年一月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ野辺地店

上北郡野辺地町字二本木四六の一先

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファーマシー

吾

平成十八年十二月二十二日

八

届出年月日

九 届出書及び添付書類の縦覧

2

3 時間

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔

兀 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年八月二十三日

五

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、一五七平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

六

駐車場の位置及び収容台数

一〇九台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

駐輪場の位置及び収容台数

2

五六台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

荷さばき施設の位置及び面積

3

一七五平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

4

二九立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

七

開店時刻 午前十時 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 閉店時刻 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

2

午前九時三十分から午後九時三十分まで

3

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

午前六時から午後九時まで

4

場 所

青森県商工労働部経営支援課及び野辺地町役場

平成十九年一月二十四日から同年五月二十四日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町役場にあっては、その執務時間内とする。

+ 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができる。

提出期限

平成十九年五月二十四日

提出先

2

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規

平成十九年一月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

七

大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) アクロスプラザ黒石

黒石市富士見一〇九の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 ホーマック株式会社

> 代表取締役 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四一 柴田憲次

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘

大和情報サービス株式会社

3

代表取締役 東京都台東区上野七丁目一四の四 坂倉正宏

その他は、未定

大規模小売店舗の新設をする日

兀

平成十九年八月二十六日

| | 、五〇〇平方メートル

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

九六六台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三六〇台 (位置は、届出書添付図面のとおり

3 荷さばき施設の位置及び面積

八一七平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一二八立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ホー マック株式会社

開店時刻 午前七時三十分 閉店時刻 午後九時

(\Box) 株式会社ユニバース

開店時刻 午前九時 (お盆、 年末等の一定期間午前五時

閉店時刻 午後十一時

 (\equiv)

大和情報サービス株式会社

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

(四) その他小売業を行う者 (未定分)

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯 開店時刻 午前九時 閉店時刻

午前七時 (お盆、年末等の一定期間午前四時三十分) から午後十一時三十分ま

3 で 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所 (位置は、 届出書添付図面のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設一、二及び四

4

荷さばき施設三

午前六時から午後九時まで

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成十八年十二月二十五日

届出書及び添付書類の縦覧

九

1

県

青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所

平成十九年一月二十四日から同年五月二十四日まで

3

青

森

2

期間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

+

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができる。

提出期限

平成十九年五月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3

記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

 (\equiv) 意見及びその理由

4

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成十九年一月二十四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 岡田元也外

届出年月日

兀

平成十八年十二月二十一日

五 届出書の縦覧

場 所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十九年一月二十四日から同年五月二十四日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

六

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができる。

提出期限

提出先 平成十九年五月二十四日

2

3 記載事項

青森県商工労働部経営支援課

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成十九年一月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡おいらせ町中野平四〇の

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

代表取締役 村上教行

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

	代表取締役 江見いづみ 岡山県岡山市高柳西町二五の五株式会社アフリカタロウ	
1八 10・三	削除	代表取締役を平野継昭といった。一代表の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の
一 で 成 売 高	代表取締役 西原浩二 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	代表取締役・小松治夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
年変 月 日更	変更後	変更前

兀 届出年月日

平成十八年十二月二十五日

五 届出書の縦覧

場 所

期間 平成十九年一月二十四日から同年五月二十四日まで

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成十九年五月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

る同法第五十四条第四項の規定により公告する。 増館地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用す 4 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、相 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、 平成十九年一月二十四日 県営土地改良事業計画の決定 換 言語 意見書は、日本語により記載すること。 地 処分 青森県知事 Ξ 村 申

吾

第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 坂川左岸地区の県営土地改良事業 (基幹水利施設管理事業) 計画を定めたので、同条 平成十九年一月二十四日

青森県知事 申

Ξ 村

吾

縦覧の場所

十和田市役所

Ξ

縦覧の期間

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

平成十九年一月二十五日から同年二月二十二日まで

三沢市役所

七戸町役場

六戸町役場

東北町役場

おいらせ町役場

定価小口一枚二付十五円一銭